功労者表彰に関する全国理事会の申し合わせ事項

① 表彰内規第３条第１号の在職３０年とは、大会開催の月末までの年数とする。ただし、大会開催の年度末をもって退職予定の者で、退職予定時に在職３０年となる者は、表彰内規第３条第１号に該当する者である。

② 表彰内規第３条第１号の在職年数は、１５年を限度として知事部局等で事務に従事した（国の機関等から引き続いて切り替えられた期間を含む）在職年数を通算することができる。ただし、公立小・中学校在職期間は公立学校事務職員期間に含めるものとする。

③ 事務系以外の職名（実習助手、用務（業務）員等）で事務に従事した期間については、現在の所属長の証明書（様式任意）を提出する。

④ 表彰内規第３条第２号の「本会役員として功労顕著なる者」とは、本会役員１０年、支部長若しくは都道府県市協会長として２年以上の経験者が退任するときを指し、これを表彰する。

⑤ 全国大会研究発表者のうち、最優秀と認められるものについては、表彰内規第３条第３号を適用することができる。

なお、最優秀に準ずるもので、研究努力著しいと認められるものは、これを表彰することができる。

⑥ 表彰内規第３条第３号のうち、「若しくは研究活動を推進して功績顕著なる者」とは、長年にわたり研究組織の拡大・研究発表の助長など事務改善に実績のある者で、当該全国大会開催年度中に退職予定の者、または退職後１年以内の者とする。

⑦ 以上の表彰の方法は、全国大会で行う。

なお、被表彰者の全国大会出席が困難な場合は、本部より各都道府県市協会長へ欠席者分の賞状等を送付することができる。ただし、予め欠席の連絡が必要である。

昭和５５年１１月１３日	一部改正	
昭和５６年１１月１７日	一部改正	
昭和５７年　７月２８日	一部改正	
昭和６１年１１月１８日	一部改正	
平成　３年１１月　６日	一部改正	③⑥
平成　４年１１月３０日	一部改正	②
平成　９年　７月３０日	一部改正	③
平成１３年１１月２８日	一部改正	②
平成１４年１１月２７日	一部改正	⑥
平成２０年１０月１０日	一部改正	①②⑦
平成２４年　７月２６日	一部改正	②

付　記　　②の「在職年数」は休職期間を除きます。